

東京都都市安全確保拠点整備事業補助金交付要綱

令和4年3月30日付3都市整企第460号

第1章 総則

(通則)

第1条 東京都都市安全確保拠点整備事業補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）等によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官第2317号、令和3年12月17日最終改正。以下「交付要綱」という。）に基づき、^{いっ}溢水、^{たん}湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれ著しく、かつ、当該災害が発生した場合に広域で長期間にわたる壊滅的な被害が想定され、居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域（海面水位より低い地域等に都市機能が集積し、市街地が形成されている荒川及び江戸川沿川のゼロメートル地帯等）において、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地（都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第10号に規定する一団地の都市安全確保拠点施設に限る。）の計画策定（以下「事業」という）を行う区に対し、その加速化に向け、東京都（以下「都」という。）が当該事業に要する経費を補助するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に掲げる各号に定めるところによる。

一 都市安全確保拠点整備事業

都市安全確保拠点整備事業とは、次に掲げる事項を全て策定又は整備する事業をいう。

ア 都市安全確保拠点整備計画の策定

イ 特定公益的施設の整備

ウ 公共施設の整備

エ 特定公益的施設及び公共施設の嵩上げ及び高床化

オ 特定公益的施設及び公共施設の用地取得

二 特定公益的施設

前号イに規定する特定公益的施設とは、都市計画法第11条第1項第10号に規定する特定公益的施設のうち、次のいずれかの内容に該当する施設をいう。

ア 災害対応施設（防災倉庫等の災害時の用にのみ供する施設をいう。）

イ 特定避難支援施設（医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、高次都市施設（地域交流センター等）、非浸水オープンスペース（連絡デッキ等）等の災害時に専ら居住者等の安全確保の用に供する公益的施設をいう。）

ウ その他安全確保施設（ア及びイを除く、災害時に専ら居住者等の安全確保の用に供する施設をいう。）

三 公共施設

公共施設とは、都市計画法第 11 条第 1 項第 10 号に規定する一団地の都市安全確保拠点施設と定められた公共施設をいう。

四 都市安全確保拠点整備計画

次に掲げる事項全てを記載した計画をいう。

ア 都市安全確保拠点整備計画区域、同区域の位置及び面積

イ 都市安全確保拠点整備計画区域の整備方針

ウ 交付対象事業及び交付金事業者、事業期間、概算事業費

エ その他必要な事項

（対象者）

第 4 条 この要綱における補助金の交付対象者は、荒川又は江戸川に接する 7 区（墨田区、江東区、北区、板橋区、足立区、葛飾区及び江戸川区）（以下「区」とする。）とする。

（補助対象事業費）

第 5 条 この要綱の補助対象事業費は、第 3 条第 1 項第 1 号に規定する都市安全確保拠点整備事業のうち、都市安全確保拠点整備計画の策定のために要する費用で、次の各号に掲げる事項に該当する費用とする。

一 計画作成及びそれに付随する調査に要する費用

二 コーディネートに要する費用

（補助金額）

第 6 条 補助金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ定める算定方法により求めた額とする。

一 補助対象事業が前条第 1 項第 1 号に該当する場合 同号に定める補助対象事業費から国費を控除した額の 2 分の 1 以内の額を限度として、予算の範囲内の額とする。

二 補助対象事業が前条第 1 項第 2 号に該当する場合 同号に定める補助対象事業費から国費を控除した額の 2 分の 1 以内の額を限度として、予算の範囲内の額とする。

2 前項に定める補助金額に 1,000 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とする。

(補助要件)

第7条 都市安全確保拠点整備計画の策定に関する事項は、次の各号の内容全てを満たさなければならない。

- 一 次に掲げる事項に該当することが見込まれること
 - ア 人口集中地区
 - イ 浸水継続時間（浸水した場合に想定される浸水の継続時間）が72時間以上
- 二 一団地の都市安全確保拠点施設が都市計画に定められることが見込まれる区域

第2章 手続等

(補助金の交付申請及び決定)

第8条 この要綱に基づく補助を受けようとする区は、東京都都市安全確保拠点整備事業補助金交付申請書（別記共通第1号様式）に関係書類を添付して、知事に申請する。

- 2 知事は、前項の申請を受けたときはその内容を審査し、相当と認める場合は補助金の交付を決定し、東京都都市安全確保拠点整備事業補助金交付決定通知書（別記共通第2号様式）により区に通知する。
- 3 知事は、前項の決定に当たり、補助の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付決定の変更)

第9条 区は、補助金の交付決定後、補助対象事業の内容等を変更する場合は、東京都都市安全確保拠点整備事業補助金交付決定変更申請書（別記共通第3号様式）に関係書類を添付して、速やかに知事に申請する。

- 2 知事は、前項の規定による変更申請を相当と認めるときは当該変更を承認し、東京都都市安全確保拠点整備事業補助金交付決定変更承認通知書（別記共通第4号様式）により区に通知し、相当と認めないときは交付決定を変更しないことを決定し、東京都都市安全確保拠点整備事業補助金交付決定変更非承認通知書（別記共通第5号様式）により区に通知する。
- 3 区は、補助金の交付決定後、特別な理由が生じたことにより、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、東京都都市安全確保拠点整備事業の中止・廃止申請書（別記共通第6号様式）を知事に提出する。
- 4 知事は、前項の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、東京都都市安全確保拠点整備事業中止・廃止の承認・非承認通知書（別記共通第7号様式）により区に通知する。
- 5 区は、前項の規定により補助対象事業の中止を承認された場合であって、当該補助対象

事業を再開するときは、東京都都市安全確保拠点整備事業の再開通知書（別記共通第 8 号様式）により、知事に通知しなければならない。

（進捗状況の報告）

第 10 条 知事は、必要に応じて区に対し、随時、期限を定めて補助対象事業の進捗状況の報告を求めることができる。

2 区は、前項の報告を求められた場合は、知事が定める期限までに、東京都都市安全確保拠点整備事業進捗状況報告書（別記共通第 9 号様式）により報告する。

（実績報告）

第 11 条 区は、補助対象事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、東京都都市安全確保拠点整備事業完了実績報告書（別記共通第 10 号様式）に関係書類を添付して、速やかに知事に報告する。

（補助金の額の確定）

第 12 条 知事は、前条の規定により実績報告を受けたときは、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか調査する。

2 知事は、前項に規定する調査において適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、東京都都市安全確保拠点整備事業補助金額確定通知書（別記共通第 11 号様式）により区に通知する。

（補助金の交付）

第 13 条 知事は、前条の規定により確定した金額について、区から請求書（別記共通第 12 号様式）による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

（申請の撤回）

第 14 条 区は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議がある場合は、東京都都市安全確保拠点整備事業補助金交付決定通知書の受領後 14 日以内に、東京都都市安全確保拠点整備事業補助金交付申請撤回申出書（別記共通第 13 号様式）により、補助金交付申請を撤回することができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第 15 条 知事は、区が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 この補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、補助対象事業の全部又

- は一部を継続する必要がなくなったとき。
- 二 偽りその他の不正手段により、この補助金の交付を受けたとき。
 - 三 補助対象事業を中止又は廃止したとき。
 - 四 この補助金を他の用途に使用したとき。
 - 五 補助対象事業に予定期間内に着手せず、又は完了しないとき。
 - 六 補助対象事業費の精算額が、補助金交付決定をした補助対象事業費に達しないとき。
 - 七 この補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。
 - 八 補助対象事業の内容及び事情の変更等により、補助対象事業費が減額になったとき。
 - 九 申請の撤回の申出があったとき。
- 2 知事は、補助金の交付決定の取消しを行ったときは、東京都都市安全確保拠点整備事業補助金交付決定取消通知書（別記共通第 14 号様式）により区に通知する。

（補助金の返還）

- 第 16 条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、区に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、区に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

- 第 17 条 第 15 条の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次に掲げる各号の規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第 15 条第 1 項第 2 号、第 4 号又は第 7 号に該当しない場合の違約加算金については、この限りでない。
- 一 違約加算金（100 円未満の場合を除く。）は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95%割合で計算する。
 - 二 延滞金（100 円未満の場合を除く。）は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95%割合で計算する。
 - 三 本条の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、区の返還した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その返還金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。
 - 四 本条の規定により延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額はその納付金額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理)

第 18 条 区は、都の補助金について経理を明らかにする帳簿及び証拠書類を作成し、補助対象事業の終了後 5 年間保存するものとする。

(監督等)

第 19 条 知事は、この要綱の補助金の適正な執行を図る観点から、監督上必要があると認めるときは、区に対し、その施行する補助対象事業について、必要な措置を構ずるべきことを命ずることができる。

(申請書類等の著作権処理)

第 20 条 この要綱の定めに基づき申請者が提出する書類において、図面や写真等の著作物を利用や記載等をする場合、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条に定める複製権、同法第 22 条の 2 に定める上映権、同法第 23 条第 1 項に定める公衆送信権、同法第 23 条第 2 項に定める公の伝達権等の権利について、申請者は著作物の著作権者から同法第 63 条に定める都が利用することに関しての許諾を事前に得なければならない。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるほか、この補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則（令和 4 年 3 月 日付 3 都市整企第 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度東京都予算に係る補助金から適用する。

東京都知事 殿

区長名 印

東京都都市安全確保拠点整備事業補助金交付申請書

東京都都市安全確保拠点整備事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業の目的及び内容

(1) 目 的

(2) 内 容

2 交付申請額 金 円

3 補助対象事業の完了期日

添付書類

殿

東京都知事 ○○ ○○

東京都都市安全確保拠点整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日 第 号により申請のあった東京都都市安全確保拠点整備事業補助金について、下記により交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額

2 条件等

補助金の交付に関しては、2（1）に定めるもののほか、東京都都市安全確保拠点整備事業補助金（年 月 日付 都市整企第 号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）等の定めるところによる。

（1）○○○○○○

東京都知事 殿

区長名 印

東京都都市安全確保拠点整備事業
補助金交付決定変更申請書

年 月 日 都市整企第 号により交付決定のあった東京都都市安全確保拠点
整備事業補助金についてその変更を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更交付申請額 金 円

3 補助対象事業の完了期日

添付書類

記載要領

- 1 本変更申請書は、設計変更等により、交付決定を受けた補助金額等に変更が生じる場合に使用すること。
- 2 変更前・変更後の施行箇所を図示した図面を添付すること。

殿

東京都知事 ○○ ○○

東京都都市安全確保拠点整備事業
補助金交付決定変更承認通知書

年 月 日 第 号により変更申請のあった東京都都市安全確保拠点整備事業
補助金交付決定について、下記により変更して交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定変更額	金	円
2 交付変更額		
交付決定変更額	金	円
既交付決定額	金	円
増（△）減額	金	円

3 条件等

補助金の交付に関しては、3（1）に定めるもののほか、東京都都市安全確保拠点整備
事業補助金（ 年 月 日付 都市整企第 号）及び東京都補助金等交付規則（昭和
37年東京都規則第141号）等の定めるところによる。

(1) ○○○○○○

第 年 月 日
年 月 日

殿

東京都知事 ○○ ○○

東京都都市安全確保拠点整備事業
補助金交付決定変更非承認通知書

年 月 日 号による申請について、承認しないので通知します。

東京都知事 殿

区長名 印

東京都都市安全確保拠点整備事業
の { 中止 } 申請書
{ 廃止 }

年 月 日 都市整企第 号により交付決定のあった東京都都市安全確保

拠点整備事業の補助金に係る事業を { 中止 } をしたいので申請します。
{ 廃止 }

記

1 既交付決定額 金 円

2 中止又は廃止する理由

添付書類

中止又は廃止に係る必要な資料を添付すること。

第 年 月 日
第 月 日
号

殿

東京都知事 ○○ ○○

東京都都市安全確保拠点整備事業

【中止 廃止】	の	【承認 非承認】	通知書

年 月 日 都市整企第 号により交付決定した東京都都市安全確保拠点整備事業
の補助金については、年 月 日 第 号の申請のとおり

【承認した 承認しない】	ので通知します。

共通第8号様式（第9条関係）

第 年 月 日
号

東京都知事 殿

区長名 印

東京都都市安全確保拠点整備事業の再開通知書

年 月 日 都市整企第 号により事業の中止を承認された 年度東京都都市安全確保拠点整備事業を再開するので通知します。

東京都知事 殿

区長名 印

東京都都市安全確保拠点整備事業
進捗状況報告書

年 月 日 都市整企第 号により交付決定のあった東京都都市安全確保拠点整備事業補助金に係る事業の進捗状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 既交付決定額 金 円
- 2 補助対象事業別進捗状況（第 四半期末現在）
- | | | |
|-------------|---|---|
| 既交付決定額 A | 金 | 円 |
| 契約金額 B | 金 | 円 |
| 進捗率 (%) B/A | | % |

添付資料

東京都知事 殿

区長名 印

東京都都市安全確保拠点整備事業
完了実績報告書

年 月 日 都市整企第 号により補助金の交付決定のあった東京都都市安全確保拠点整備事業補助金に係る事業の実績について、関係資料を添えて下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額及び補助対象事業費

交付決定額	金	円
補助対象事業費	金	円
差引 (△) 減額	金	円

添付資料

東京都知事 殿

区長名 印

東京都都市安全確保拠点整備事業
補助金額確定通知書

年 月 日 都市整企第 号で完了実績報告のあった東京都都市安全確保拠点整備事業補助金については、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 既交付決定補助金額	金	円
2 確定補助金額	金	円
3 差引 (△) 減額	金	円

請 求 書

請 求 金	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
額											

ただし、 年 月 日 都市整企第 号により確定通知を受けた東京都都市安全確保拠点整備事業に係る東京都補助金として上記の金額を請求します。

なお、内訳は別紙のとおりです。

年 月 日

区長 印

東京都知事 殿

東京都知事 殿

区長名 印

東京都都市安全確保拠点整備事業
補助金交付申請撤回申出書

年 月 日 都市整企第 号により交付決定のあった東京都都市安全確保拠点整備事業補助金交付申請について撤回を申し出ます。

記

- 1 既交付決定額 金 円
- 2 撤回理由

添付書類

第 年 月 日
年 月 日

殿

東京都知事 ○○ ○○

東京都都市安全確保拠点整備事業
補助金交付決定取消通知書

年 月 日 都市整企第 号で補助金交付申請の撤回申出のあった標記補助金については、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

- | | | |
|-----------|---|---|
| 1 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 交付決定取消額 | 金 | 円 |